

第3回「上海 IPG」会議 議事録

日時：2003年2月21日

場所：上海万豪虹橋大酒店

司会進行：水田賢治【JETRO 上海センター】

15：00 会議開始

田中茂明（JETRO 上海センター）

JETRO 上海「進出企業支援センター」の設立について配布された資料を基に紹介。

3月7日15：30から花園飯店にて「進出企業支援センター」開設記念セミナー・レセプションを開催し、その中で進出企業支援センター長の中谷政行から「中国での企業再編及び最近の税務通達等」についての講演とJETRO 上海センター所長丸屋豊二郎から「新体制下の経済路線と中国ビジネスへのインパクト」についての講演を行なう予定。

挨拶：津田小亮 グループ長（住友化学（上海）有限公司 董事・総経理）

参加者に対してお礼。

上海 IPG 活動内容はメンバーからのアンケートに基づいて決定しているが、今回の会合の内容は上海市工商行政管理局・税関との交流、模倣品防止技術の紹介、等の中から検討して決定。

模倣品被害は各業種ごとに多種多様であり、具体的な対策についても様々な問題が生じる。上海 IPG の会合がメンバーの具体的な対策に少しでも役立つことを期待。模倣品は放置すれば被害が拡大するため、具体的な対策を工夫して直ちに手を打つことが必要。今回はJETRO 上海の水田よりこれまでの会合の議事録をMAILで送信。また、アンケート調査用紙も配布しているので皆様のご意見を頂き、それらを今後の上海 IPG の会合のために活用したいと思っているので、皆様の益々のご協力をお願いいたします。

宇野元博氏（オムロン。上海 IPG 運営幹事）

【3月17日の第4回上海 IPG（日本知的財産協会訪中団との意見交換会）について】

日本知的財産協会（会員数816社）が3月16日から1週間中国を訪問し、現地企業、日系企業、知識産権局、工商行政管理局等とディスカッションを行う予定。3月17日に上海 IPG と交流を行う予定なのでご協力お願いします。

まず、日本における活動内容の報告及び調査分析の報告、その後上海 IPG の数社の方々より中国における模倣品被害と対策について報告していただき、ディスカッションを行なう予定。詳しくは事務局の水田よりMAILで連絡するので、ご協力お願いします。

第一部 「上海 I P G」参加企業による各社模倣品被害について

1. 上海 JVC 電器有限公司 発表者：島崎 浩一 氏

- ・私は弊社の知財部ではなく、R&D センターに所属して開発を行なっている。
- ・上海 JVC 電器有限公司は 11 年前の 1992 年に設立され、その後、2000 年の 4 月に中国における商品強化を目的として R&D センターを設立。現在は 26 名所属。

【模倣品被害状況】

小妖精 FS - SD シリーズ（ミニコンポ）

真正品発売日：2000 年 8 月

特徴：ドアがスライドして開く。

- (1) 模倣品第一号：2001 年 7 月、ドイツの有料デジタルテレビの番組ガイドで発見。販売から約 1 年弱。製造元は深?とされている。
- (2) 模倣品第二号：2001 年後半、ドイツのベルリンショーで発見。デザインの模倣。
- (3) 模倣品第三号：2002 年 1 月、ドイツの販売店で発見。 FS - SD5 のデザイン模倣。
- (4) 模倣品第四号：2002 年前半、FS-SD 7 の模倣品を香港で発見。名称は PANASHIBA。
- (5) 模倣品第五号：2002 年前半、FS SD5 の模倣品を上海博覧会で発見。FS - SD シリーズの模倣品の中では最も真正品に似ている。「小精霊」 ロゴ・愛称まで模倣。実際購入して分解してみたところ内部も模倣されていた（設計でミスした部分まで模倣してあった）。FS-SD5 は生産が間に合わず深?に OEM を出していたので、そこから図面が流出したのではないかと予想される。

UX - P3（マイクロコンポ）

真正品発売日：2001 年 7 月（マレーシアで設計）

模倣品発見日：2003 年 1 月

模倣品発見場所：上海曲陽電器売り場

模倣形態：外観、スピーカーがそっくり模倣されている。

UXA - 60V（マイクロコンポ）

真正品発売日：2001 年 7 月（マレーシアで設計）

模倣品発見日：2003年1月

模倣品発見場所：上海曲陽電器売り場

模倣形態：スピーカーの形状が同じで、スピーカーのロゴの位置も模倣されている。

【マイクロコンボ模倣品の特徴】

UX - P3 の模倣品ブランド名 Qisheng（奇声電子） 住所：東莞 価格：839 元（正規品 1,580 元） CCEE 認定マーク有り

UXA - 52 の模倣品ブランド名なし 1,080 元（正規品 2,480 元） 認定マークなし

TH - A5（DVD ホームシアター）

真正品発売日：2001年7月

模倣品発見日：2003年1月

模倣品発見場所：ドイツ インターネットによる通信販売

模倣形態：デザインの模倣

税関に摘発された中国製模倣品（1）

模倣品発見日：2001年12月

模倣品発見場所：広州市黄浦税関

模倣品：カー用スピーカー

税関に摘発された中国製模倣品（2）

模倣品発見日：2001年12月

模倣品発見場所：タイの販売店

模倣品：カー用パワーアンプ（米国向け）

上海の AV 博覧会でも模倣品を発見

【知財権の登録状況】

2000年4月に R&D センター設立以後、知財権の登録を実施。

2001年 2002年 2003年

特許 - - -

実用新案 1 1 1

意匠 1 - 2

【知財権の登録メリット】

模倣品対策

上海市は技術移転に熱心で、弊社は上海市 2001 年優秀新商品の 2 等に選ばれ、獎金 40 万元を授与された。

上海市技術センターが行なう企業の開発総合力の評価項目となっている。

【被害状況まとめ】

- ・意匠権侵害が多い。
- ・オーディオ/カー関連商品が多い。
- ・ビデオムービー（カメラ）は技術的に難しいためか少ない。
- ・市場で売れている商品は多発傾向。
- ・被害地は中国、欧州（特にドイツ）が多い（生産は中国）
- ・店頭販売だけでなくカタログ販売、インターネット販売にまで拡大（販売店からの情報）

【今後の模倣品対策】

（前回の JETRO 北京センターのアンケートに書いてある通りだが、）

模倣品が市場に流出することへの対策と担当配置は、重要モデルについては意匠登録を確実にし、訴訟も考慮に入れ、販売会社と協力し、市場情報収集力を高める。

模倣品の輸出を水際で防ぐための、税関への知的財産権登録は現在はしていないが、今後は商標権、意匠権等の登録を検討する。

模倣品被害については今までは知的所有権を登録していなかった為訴えることができなかった。今後は権利を主張できるものについては積極的に訴えることを検討。

業界・企業連合・他社との連携による模倣品対策についても今後は検討していきたい。

【Q&A】

朝日智士氏（東芝（中国）有限公司）

Q1. 意匠権の取得から使用についても苦労している。

海外（ドイツ）で権利を取得しているのにドイツで訴訟は無理だったのですか？

Q2. 現在積極的に中国で意匠権の取得を行なっているとのことですが、現地法人名で登録を行なっているのですか？それとも本社の名前で登録を行なっているのですか？

A 1 . ドイツでは FS - SD 3 は意匠登録していなかった。発見後の対策については知りません。その後、デザイン性・戦略性のあるものは取得している。意匠登録に関しては現在横浜にあるデザインセンターが担当。

A 2 . 中国のものは中国の現地法人、海外のものは海外の現地法人名で登録。

2 . 上海円谷企画有限公司 発表者：笈田 雅人 氏

弊社の業種は特種だが、上海での 10 年間の活動報告を行います。

街中でウルトラマンの玩具類の模倣品が多く発見されるが、これらは既に 10 年前から販売されている。

弊社は今年で創立 40 周年を迎え、日本では約一万弱ぐらいのアイテムを商品化している。1966 年のテレビ放映から約 10 年間をかけて、ウルトラマンのキャラクターを日本で定着させた。海外ではこれまで 50 ヶ国（中国含む）で放映したことがあり、現在米国及びアジアでは香港、タイ、マレーシアで放映しており、現地代理店を通じてビジネス展開を行っている。

中国ビジネスについても積極的に展開して行こうと考えており、1993 年から中国（上海、北京、広東、深？）でテレビ放映を行い、1993 年には上海魯迅公園でイベントを開催したところ初日 10 万人が集まり、危険なため初日で中止となった。

現在、中国ではキャラクター不足であるため、この業界の市場はかなりある。

【模倣品被害状況】

これまで、出版物、アパレル製品、玩具、VCD の模倣品が発見されており、また中国の靴メーカーがウルトラマンの商標登録を行い、逆に訴えられている。

また、タイの会社が本社を相手にウルトラマンの権利を主張している。

【これまでの模倣品対策】

以前、弁護士を通じてデパート、メーカーに警告書を送ったが結果が得られなかった。

また、1997 年には訴訟を起こした。最初は弁護士と協力して上海円谷が訴えたが、本社でないと訴訟は起こせないとのことだった。

1999 年、本社が訴訟を起こしたが、手間と費用がかかっただけで効果は無かった。

2001 年 11 月、中国の WTO 加盟に伴い、テレビ放映に対する規制が厳しくなり、放映には許可が必要となった。そのため、現在までの 1 年以上放映を中止しており、その影響で模倣品が減少。なお、今年末には中国でのテレビ放映を再開する予定。

10 年前中国では著作権に対する認識がなかった。現在、バンダイ社等のメーカーに手伝わ

てもらっているが、日本からの並行輸入商品では価格面で模倣品に勝てないので何とか対策を考えなくてはならない。

中国もWTO加盟と知財権保護組織の活動で変わってくると思う。また、現在弊社自身でも代理店を通して各対策を兼ねて調査を実施中。

テレビ放映が再開すれば、模倣品が増加すると思われるが、既に過去とは違う。許諾メーカーと市場で模倣品を取り締まるという契約を結んでいる。また、中国オリジナル商品の販売も計画している。

当社の中国展開は現在南京路にウルトラマン専門店があり、今後上海で予定 20 店舗 北京、上海、広州合わせて 60 店舗を開店する予定。

また当社としては模倣品取り締まり以前に真正品が消費者の手の届く価格を実現する必要がある。

さらに、4 月以降中国の新聞、業界紙、雑誌にて正規著作権者であることを告知する予定。また、テレビのプロモーションに合わせて商品展開等幅広く展開できるように準備している。また、北京などの政治的に強いメーカーと組むことも考えている。

これまでの経験を活かし、今後 10 年はしっかりした体制を整えていきたい。

以上が当社の状況であります。

現在、中国には独自のキャラクターはまだないが、今後、できたら脅威になると思う。また、今後は中国の企業と協力して日中合作のキャラクターを開発していきたい。

【Q&A】

宇野元博氏（オムロン）

Q. キャラクター（ライセンス）契約でメーカーに生産させる際にソフト（DVD など）はどのような形態で行っているのか？また、どのような対策をされているか？

A. VCD に限って言うと日本のメーカーの価格と同じ形態はあるが、中国の形態の資格を取り、それを導入してVCD化してもらいます。そして1枚につき何%かのロイヤルティーをもらう。模倣品が出ているため、メーカーは通常のロイヤルティーを支払っていると价格的に採算が取れないので、メーカー自身、勝手に工場にパッケージを作らせたりしているがやめさせている。

水田賢治（JETRO上海センター）

Q. 日系企業で訴訟を行っているところが少ない中で、御社は数件の訴訟を行っているが、訴訟を通じて感じたことは？

A. 著作権の他に商標と意匠登録をしておけばある程度有利に進められると思う。

能宏彰氏（錦江麒麟）

Q. 意匠の取得は申請すれば通るが、実際法律的にどれだけ保護されるのかが疑問。実際の裁判の際に取得していて良かったという事例について教えてほしい。

A. 私自身実際に立ち会った経験が少なく、商標・意匠を取っていて良かったという実感はない。現在は結果についてしか述べることができない。

西岡恭志氏（松下電工）

Q. どのようにして模倣品を発見し、製造メーカーまでたどり着くのか？

A. 街で模倣品を見つければ摘発可能（模倣品購入時のレシートと実物必要）。模倣品の発見は各メーカーから連絡を受けたり、弁護士を通じてデパートから仕入先を掴んだりしている。

3. 日本株式会社 パイロット上海代表処 発表者：飯島利文氏

・（参加者にカタログを配布（真正品と模倣品を比較したもの））

・2002年の3月から駐在員事務所を設立。筆記具の模倣品が急増しているため、直接市場調査を行い、模倣品の実態を把握する必要性が出てきた。

【模倣品調査結果】

・市場には膨大な数の模倣品が氾濫。

・改革開放20年で中国の模倣品製造文具メーカーは大規模機械生産に移行。

・模倣品の品質は日本製真正品よりも悪い。

・中国の模倣品メーカーが海外のメーカーと技術提携もしくはOEMの請負により生産設備向上。ドイツ、スイス、韓国が部材や技術を供給。

・多くの場合日本、ヨーロッパのパーツをコピーして組み合わせる。

カタログの1ページ目の殆どの製品がコピーされている。

2002年4月に寧波の模倣品製造筆記具メーカーを視察。現在、浙江省には筆記具メーカーが約500社あるとのことで、なかでも寧波には約350社の筆記具メーカーがある。

材料商社を使って、OEM相手を探したいとの理由で大規模生産工場（300人規模）を視察したところ、カタログ右上のBP-S-F/M（形状全く同じ、文字が違う）の模倣品を生産していた。この工場では2アイテム生産されており、生産量は10万本/日、模倣品は100%南米に輸出されていた。工場側関係者に尋ねたところ、「これは模倣品ではなくコピー品であり、コピー品は問題ない」との返事。

次に200人規模の工場を視察。輸入品を中心に生産を行っており、ノック式ボールペン 1

アイテムを生産していた。

模倣品は海外市場から定期的に注文を受けている模様。おそらく、これらの工場は自社所有の金型は少なく、他社と部品の交換、製品の交換を行い、アイテム数を増やしていると思われる。

【模倣品摘発事例】

2002年11月に寧波市質量技術監督局が模倣品一掃運動を行った際に、パイロット、ゼブラ、三菱の模倣品の他、包装材・部材も押収。その後QCACから本社に連絡があり、真正品であるかの鑑定依頼を受けた。

【模倣品対策】

- ・世界各地の販売会社、代理販売店から模倣品に関する情報を入手。
- ・模倣品販売業者には販売停止勧告。
- ・商標と意匠権は基本的に新製品が出ると取得。
- ・中国の販路にてブランドイメージを広げる必要あり。
- ・自社の権利を守るためにも知名度を上げる必要あり。
- ・実際の被害額は把握してないが、模倣品被害に関してはあらゆる手段を取って解決。
- ・日系企業と連携。
- ・マスコミの活用。

西岡恭志氏（松下電工）

Q. 製造工場及び流通の段階での取締りについては？

A. 工場は捕まえづらく、また流通ルートでは問屋がまだパイロット製品への認識が低い。これから営業努力で知名度を上げる必要がある。

水田賢治（JETRO上海センター）

日本から文具業界の方々に参加されているのでコメントを頂戴したい。

大森弘文氏（三菱鉛筆）

- ・実情把握のために来た。市場で真正品と模倣品が混在しているので対処が難しい。
- ・2002年7月、展示会に出展したらその年末には模倣品が出回っていた（模倣品が出るまでの期間が短くなっている）。
- ・品質についても細かい部分の差はあるがかなり近づいており、外観は見分けがつかないものまで出てきている。

- ・是非、協調体制を取って行きたい。

西形治郎氏（コクヨ）

- ・業界全般の中国における被害は大きい。
- ・全文協（全日本文具協会）では中国での模倣品対策について会議を開いている。
- ・筆記具メーカーは早期から中国に進出し販売及び研究をされているので、以前から中国での模倣品対策を積極的に行っていると聞いている。
- ・協会全体としての動きはまだ無いが、その中で勉強会等を通して進めていきたい。
- ・しかし、全文協のそれぞれの窓口に事情があるので、全体としての動きはないが、情報交換を行って対策を進めて行きたい。

水田賢治（JETRO上海センター）

- ・温州や義烏の卸売市場などでは日本の文具メーカーの模倣品が氾濫。
- ・現在華東地区（上海市、江蘇省、浙江省、安徽省）の技術監督局や工商局などの取締り機関を訪問し、上海IPGに対する協力を要請しているところ。
- ・業界としての取り組みに関し、上海IPGと連携を取りながら進めていただけたらと思います。

4. 無錫日立マクセル 発表者：戸井 充春 氏

【模倣品被害状況】

1997年7月創立。現在、携帯電話用のリチウム電池、乾電池、フロッピーディスク（以下FD）を生産。

FDに関してはデットコピーが出回っている。真正品と模倣品を並べると見分けがつくが、店のカウンターでは区別するのが困難。模倣品の質は良くない。

私の赴任してきた2000年1月、中国でのFD市場は1,000万枚/月で、そのうちマクセルが35%で、更にマクセルの真正品はそのうちの7%であった。

模倣品は沿海地区に多く出回っており、一方北部は比較的真正品が多い。

模倣品は非常に多く、販売店などでは「マクセルのFDがほしい」と言うと、「高いの（真正品）が良いか？安い（模倣品）が良いか？」と聞いてくるほど。また、客から真正品を模倣品呼ばわりされることもある。被害額は推定1億円/月で模倣品が真正品を駆逐するような状況。

【模倣品対策】

これまで様々な対策を行ってきた。

90年代後半に広東省で摘発を行ったが、もぐらたたきのようなもので効果は不明。摘発後、同工場は生産を再開していた。

最近では上海営業所と協力して対策を練り、色々な情報があったが、実際取り締まりに関してはどうして良いのか分からなかったが、当時開催されたJETROの模倣品対策セミナーが参考になり、摘発する気になった。

JETRO 模倣品対策セミナーでは模倣品対策専門の調査会社に依頼するのが良いとのことだったので依頼した。

マーケットで模倣品を収集し、その中でも 質が高いもの、 量が大量に出ているもの、の2品種を選択しターゲットに選定した。これらの模倣品は少し使う程度は問題ないが、長期間使用すると問題が起こる。

模倣品対策を行っている時に下記の情報を得た。

- (1) 広東省で生産された模倣品は質が悪い。
- (2) 浙江省で生産された模倣品は質が良く、生産も巧妙。
- (3) 親会社がフロッピーシャッターの無い状態までを担当し、別会社でシャッターをはめる。

摘発に際し、中国側3名、日本側4名でチームを構成し、工場のみならず営業部隊とも協力。模倣品製造の大本を摘発すべく、以下のような方法で実施。

模倣品を注文

ゴミ捨て場にマクセルのシャッターの溶けたものを発見し、押収。

生産してそうな日に摘発

地元の工商局では情報が漏れる可能性が大きいので、行政単位が一つ上の工商局に依頼。安全問題を考慮し、新聞社、テレビ局等のメディア3社に取材の依頼をした。

摘発成功

< 摘発費用 >

調査会社に対し、24,000ドル（300万円）の支払い。

< 現在の状況 > マクセルのシェア 45%うち真正品 30%

【模倣品対策に対する意識の変化】

マクセルとしては、これまではFDの市場を失わないようにという意識から、今後は「マクセル」というブランドの保護が大事であるとの意識に変わってきている。

【Q&A】

西岡恭志氏（松下電工）

Q. 地方における一つ上の行政単位の工商局への摘発依頼について。

A. 調査会社のアドバイス

摘発に当たっては地方保護主義という問題がある。村中の人々が模倣品製造工場で働いているので、摘発に対する抵抗を受けた場合を考え、メディアを活用した。

第二部 「卸売市場と模倣品対策 - 浙江省義烏市視察を踏まえて - 」

発表者：JETRO 香港センター 白井 正夫 氏

配布された資料を基に概要紹介。

補足点：

目次 1.模倣品流通における卸売市場の役割について

2.去年 10 月に調査

3.実際に被害にあっている企業の対策

P . 4 小売市場（広州・北京） 海外マーケット（南米、中東の発展途上国が多い）

a.販売機会を直接防止（模倣品販売ルートを摘発、消費者に届かない）

b.取組姿勢を迅速に P R（一般消費者に対してではなく、生産メーカーに対して警告）

c.模倣品製造業者の巧妙化（在庫持たない、例.有名ブランドのバッグ：バックは別工場で作成、バッヂ(商標)は卸売市場にて注文に応じて加工）

P . 5 卸売市場の役割大

生産メーカーが作るから売れるのではなく、卸売市場が注文

P . 8 製造業に裏付けられた市場

店頭に並んでいる商品は少ないとの印象を受けた

最近は取締りが厳しいので闇取引が行われている

P . 1 0 模倣品タオル（日系企業から発注を受けた際の失敗作）

P . 1 1 模倣品（日本では不良品扱い、南米・中東に流れるのは品質の問題）

P . 1 4 Q.2 日系企業 1 社が加入

【Q&A】

津田小亮氏（上海 I P G グループ長）

Q. 「義烏市ブランド商品保護連合会」の 2000 年の年間活動報告によると、逮捕者 27 名となっているが、どのような業種か？卸売業種か？販売業者及び流通業者も摘発されるのか？意図的に発注している業者もいるので流通業者まで罰する必要があると思われるが。

A. 情報をいただいた模倣品調査会社に問い合わせたが、27 名の詳細は公開されてないと

いうことであった。個別ケースによって判断する必要があるが、先日香港センターが主催した第5回知的財産権基礎講座「中国知的財産訴訟概論」によれば、販売者も罰せられる。

木下敏生氏（日立）

- ・生産業者であろうが流通業者であろうが罰せられる。
- ・現在、先の知的財産保護官民合同訪中団でも行われた様に、日本側から中国政府に対し、模倣品製造に対する罰金額を引き上げるようにとの要求を行っている。

朝日智士氏（東芝）

- ・公安は捜査権限も罰則も行政機関に比べて強く、ニセモノ業者に対して抑止効果が期待できる。しかし、公安を活用するためには、訴追基準を満たす必要があり、これを満たすことは難しい。
- ・捜査権限が強い点の一例として、立ち入り調査の権限が上げられる。工商局は工場には入れるが民家には入れない。一方公安局は証拠があれば民家に入ることが可能で、捜査に関する権限が大きい。また、刑事事件の方が罰則が大きい。
- ・訴追基準の代表的なものとして、違法経営額、著名商標、再犯、の3つが上げられる。いずれも基準達成が難しいのが現状である。
- ・違法経営額については、算定根拠がニセモノ販売価格となるため基準に届くことが難しい。
- ・「著名商標」を使ったニセモノ製造、販売は数量に関係なく、公安が取り扱うことができる。しかし、外国企業の商標を著名商標と認めてもらう運用は、商標法改正後も不明確であり、事実上、活用は難しい状況である。
- ・行政機関が同じニセモノ業者を3回摘発した場合、ニセモノ製造、販売の数量に関係なく、公安取扱い事件となる。ただし、ニセモノ業者は場所を変えたり、会社名を変えたりして、過去の摘発とは別の業者であることを主張するケースが多く、適用には困難が伴う。

吉田華奈子氏（三菱鉛筆）

Q.「義烏市ブランド商品保護連合会」の会員名簿は公開されているのか？どのような業種のメンバーがいるのか？

A.「義烏市ブランド商品保護連合会」会員の調査会社に問い合わせたうえで回答させていただきます。（後日回答済）

水田賢治（JETRO上海センター）

【連絡事項】

- ・今後の活動に対する意見を是非アンケートに記入してほしい。
- ・第4回上海IPGの案内

日時：3/17 15:00

場所：上海国際貿易センター 3F 多目的ホール

内容：日本知的財産協会訪中団との交流会

・JETRO 北京実施の中国における模倣品被害実態調査結果について(来週中に結果が出る)